

# 天橋立海面利用安全対策協議会 「水上オートバイ啓発活動（４月２９日）」の中止について

令和３年４月２６日  
京都府丹後広域振興局  
地域連携・振興部 総務務防災課  
電話 ０７７２-６２-４３０１  
ＦＡＸ ０７７２-６２-５８９４

天橋立エリアの自治会・観光・漁業関係団体・マリン事業者、行政等の関係機関による「天橋立海面利用安全対策協議会」において、昨年６月から、水上オートバイ等の海面利用のルールを自主規制として定め、安全航行を促進してきたところです。

今回、令和３年度のシーズンに向けた海面利用ルールの周知等に向け「水上オートバイ啓発活動」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス緊急事態宣言に鑑み、中止といたしますのでお知らせします。

## 記

### １ 水上オートバイ啓発活動

天橋立海面利用安全対策協議会（オブザーバ）等の関係機関が連携し、天橋立エリアにおける水上オートバイ等の安全な航行を促進し、地元住民や観光客にとって安心、安全で快適な環境を実現するため海面利用ルール等の啓発を実施

### ２ 日 時

令和３年４月２９日（木・祝日） 午前１１時から（１時間程度）（予定）

### ３ 場 所

天橋立小天橋付近

### ４ 内 容（中止するもの）

天橋立海面利用安全対策協議会（オブザーバ）で以下の啓発を実施

- ・海面利用ルールの「改訂チラシ（令和３年４月版）」の配布  
（主な改定内容：水上オートバイの文珠水道の航行自粛、着岸エリアの設置）
- ・水上オートバイのデモンストレーション 等

### ５ その他（啓発活動は中止しますが、海面利用ルールは開始します）

- ・一時着岸エリアの看板の設置、文珠水道に進入しない旨の横断幕の掲示  
（４月２９日から９月末まで）
- ・水上オートバイの利用者の標識（リストバンドの装着）  
（４月２９日から９月末まで）

